次

目

規 則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

報

告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

四

同

(社会福祉課)

様式第三十七号の二の次に次の四様式を加える。

ページ

ればならない。

号の四)によるものとする。

保健福祉事務所長は、進学準備給付金の支給の可否を通知するときは、進学準備給付金決定通知

(様式第三十七号の五)又は進学準備給付金申請却下通知書(様式第三十七号の六)によらなけ

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○農用地利用配分計画の認可 ○保安林の指定の解除の予定

道

路

課

同

Ŧī. Ŧī. 几

Ŧī.

Ŧī.

(森林整備課) (農業振興課)

> 兀 兀

人事委員会

宮

○道路の供用開始 ○道路の区域変更

○人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

収用委員会

○旧北上川石巻中央事件審理の開催

規

則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十七日

○宮城県規則第九十四号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (平成元年宮城県規則第十二号)の 一部を次のように改正する。

(1)

「を支給」を「の支給の可否

発 行 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

第十五条の二 省令第十八条の九第一項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書(様式第三十七 によらなければ」に改める。 を通知」に、「により通知しなければ」を「又は就労自立給付金申請却下通知書(様式第三十七号の三) 第十五条第二項中「法第五十五条の四第一項の規定により」を削り、 第十五条の次に次の一条を加える。 (進学準備給付金申請書等)

第2976号 平成30年7月17日 火曜日 宮	城 県	公 報			(2)
(数示) 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。 (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由	1 却下の理由	年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金は,次の理由で却下します。	宮城県 保健福祉事務所長 就労自立給付金申請却下通知書	様 第37号の3 (発関条) (発関条) 8 の号28第次兼
□ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完 すしたことを証明する書類等の写し (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し (3) その他支給決定にあたり必要な書類 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見報書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。 金融機関名	 5 関係書類 (1) 入学手続に着手していることが確認できる以下のいずれかの書類	 3 進学先(学校名) 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。) □ 大学等進学前の住宅と同じ □ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入してください。) 居住(予定)地 	1 世帯主の氏名 2 大学等に進学する者の生年月日年 月 日	申請者 住所 (大学等に進学する者) 氏名 印 近学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。	様式第37号の4(第15条の2関係) 進学準備給付金申請書 年 月 日 宮城県 保健福祉事務所長 殿

宮 報 第2976号 (3)火曜日 様式第37号の5 (第15条の2関係) ω 2 り決定したので通知します。 (備考) 進学準備給付金は,所得税や個人住民税は課されず,国税や地方税の滞納処分による差押 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができ 審査請求をすることができなくなります。 支給額 (1) 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補 判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁 日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると 以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、決定のあったことを知った日の翌 この通知が申請書受理後14日を経過した理由 支給日及び支給方法 支給決定理由 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月 この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の えは禁止されています。 より通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。 日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定に 正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50 日付けで申請のあった生活保護法による進学準備給付金を、次のとお 様 進学準備給付金決定通知書 \mathbb{H} 宮城県 保健福祉事務所長 第年 \mathbb{H} 导目 様式第37号の6(第15条の2関係) 2 却下します。 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月 3 (1) 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補 (2) 決定,決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができ 判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁 審査請求をすることができなくなります。 日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると 以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、決定のあったことを知った日の翌 この通知が申請書受理後14日を経過した理由 却下の理由 この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の より通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。 日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定に 正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 Д 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金は,次の理由で 様 進学準備給付金申請却下通知書 뺍 保健福祉事務所長 第年 Ш 导百

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

○宮城県告示第七百十三号 告 示

の規定により告示する。 児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害 同法第二十一条の五の二十四

平成三十年七月十七日

嘉

四四

一四〇〇一四五

同行援護

イ学館 株式会社ニチ

月三十十一十

日主

〇四 —

四〇〇〇六一

同行援護

社協議会 三理町社会福 社会福

月三十一-

日宇

六十 - 七 三理郡亘理町字旧舘 宅介護事業所 居 社会福祉協議会 居

〇四一一一〇〇〇六八

ニチイケアセンター 岩沼市中央一丁目四 コチイケアセンター

同行援護

イ学館 社ニチ

月三十一日平成三十年三

〇 四 一

〇九〇〇一二〇

目一番地二十八号
多賀城市伝上山三丁
城

同行援護

ト株式会社

月三十一-

日年三

宮城県知事 村 井 浩

〇四五〇二一〇〇九一	事業所番号
十八番十十八番十十八番十十八番十十八番十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	新在地 事業所の名称及び
児童発達支援	児通所支援の種類廃止する指定障害
里 動法人夢みの 等定非営利活	設置者名
月二日平成三十年六	廃止年月日

○宮城県告示第七百十四号

四十六条第二項の規定により、 あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が 第

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四 〇九 〇〇〇三 九	〇四一〇七〇〇一二四	〇四一〇二〇〇二五七	事業所番号
八番二十八号 ションつくし介護 生協会 ケアステー 丁目	七 – 十二 名取市植松四丁目十 たてこし ニチイケアセンター	- 十八 石巻市丸井戸一 - 六アミカ石巻介護セン	所在地の名称及び
同行援護	同行援護	訪問介護・重度	福祉サービスの種類廃止する指定障害
宮城厚生協会	株式会社ニチ	M株式会社HC	設置者名
八月三十一日	月三十一日平成三十年三	月三十一日平成三十年五	廃止年月日

〇宮城県告示第七百十五号

〇四一二七〇〇二六二

目二十八番二号富谷市東向陽台三丁

同行援護

城株式会社

月三十十一十

日生

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成) 一十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

平成三十年七月十七日

農用地利用配分計画の概要

宮城県知事

村

井

嘉

浩

別冊のとおり

認可年月日

平成三十年七月十七日

○宮城県告示第七百十六号

林の指定を解除する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 次のように保安

平成三十年七月十七日

解除予定保安林の所在場所

気仙沼市磯草三九七の二(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

宮城県知事 村

井

嘉

浩

三

解除の理由

駐車場用地とするため

置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え

○宮城県告示第七百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土

木事務所において一般の縦覧に供する

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 道 路 名 加瀬沼公園線

県道

道路の区域

	同郡同町利府字新谷地脇四〇番一地先まで	宮城郡利府町利府字新揺橋五七番地先から	変更の区間
ー : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	後	前	更
		二二二九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	ト幅ル
九〇八・五 一〇・近 ル) 長	九〇八・五	九一〇・三	しのト延ル

○宮城県告示第七百十八号

開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年七月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	種道路 類の
線 同郡同町利府字新谷地脇四〇番一地先まで加瀬沼公園 宮城郡利府町利府字新揺橋五七番地先から	路線名供用開始の区間
平成三十年	供用開始年月日

(5)

事 委 員 숲

○宮城県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十七日

宮城県人事委員会

委員長職務代理者

佐

藤

裕

人事委員会事務専決規程(昭和五十六年宮城県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正す

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

第三条第一項第一号中「のうちボイラー等の諸検査等に関する事務」を「の行使」に改める。

附

る。

この訓令は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 슾

〇宮城県収用委員会告示第10号

次のとおり審理を開始する。 から同市大橋二丁目地先河川敷地まで)並びにこれに伴う県道及び市道付替工事に係る土地収用事件 地内から同市大瓜字上大塚前地先河川敷地まで及び右岸:宮城県石巻市雲雀野町一丁目地先河川敷地 (旧北上川石巻中央事件) について、土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第46条第1項の規定により、 国土交通大臣起業の一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事(左岸:宮城県石巻市大瓜宇宿前

平成30年7月17日

日季 平成30年9月3日 (月) 午後2時から

> IJ. 烖

> 平 口

 \mathbb{H} 衆

4K

- 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階
- 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等